

平成 2 3 年 6 月

富 山 市 議 会 定 例 会

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

平成 23 年 6 月定例会市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

初めに、東日本大震災について申し上げます。

3 月 11 日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の甚大な被害をもたらしました。震災から 3 箇月を経過した今日でもなお、多くの行方不明の方々や避難所生活を余儀なくされている方々がいらっしやいます。改めて、この震災で亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

また、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故について、1 日も早く安定した状態が確保され、事態が収束されることを願っております。

今回の東日本大震災に対する、これまでの本市の対応について、ご説明いたします。

まず、被災地への支援の取組みとしましては、毛布などの本市の災害用備蓄物資を搬送するとともに、消防局からは、緊急消防援助隊を派遣し、救援活動を実施いたしました。

上下水道局からは、被災地に給水タンク車と職員を派遣し、給水活

動を実施するとともに、下水道施設の被害状況調査などを行いました。

市民病院からは、災害派遣医療チームを派遣するとともに、避難所などにおいて医療救護班が医療支援を実施しました。

保健所からは、保健師を派遣し、避難住民の健康相談などに当たっております。

また、宮城県の南三陸町から、住民の日々の生活に欠かせない業務であり、基礎自治体の基本的な業務である、避難所から排出されるごみ等の収集運搬業務に対する支援の要請がありました。このため、環境センターから、職員と車両を派遣しているところであります。

これらの取組みに加えて、富山県市長会や中核市市長会を通じて、被災地に義捐金をお送りいたしました。

一方、被災者の方々の受け入れ支援の取組みとしましては、本市の各種行政サービスに関する総合案内を行う「被災者受け入れ支援室」を設置するとともに、市営住宅の提供や、雇用促進住宅、民間住宅の斡旋を行っております。

また、職員が定期的に被災者宅を訪問し、健康や教育などに関する要望の聞き取りや、情報提供などに努めております。

小・中学校では、転校児童・生徒の受入れを行うとともに、市民病院では、被災された透析患者を受け入れております。

さらに、一定の期間、市営住宅や上下水道の使用料を免除するとともに、被災地域からの転校児童・生徒に対し、市内電車環状線などの運賃を無料としております。また、市税の申告・納付期限の延期や、減免等を行っております。

この他、東日本大震災により、事業経営に支障が生じた市内の中小企業者の経営基盤の安定を図るため、緊急経営基盤安定資金において、新たに「東日本大震災対策支援業業振興枠」などの特別枠を創設したところであります。

今後とも、本市としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、地方分権改革の推進について申し上げます。

地方が強く要望してきた、いわゆる「地域主権改革関連3法」が、4月に漸く成立しました。この3法の成立によって「国と地方の協議の場」が法制化されたところであり、その歴史的な第1回目の会議が、今月13日に開催され、五本議長が全国市議会議長会の会長として出席されたところであります。この「国と地方の協議の場」は、地方の長年の悲願であり、東日本大震災からの復旧・復興に向けた、国と地方が一丸となった取り組みや、今後の地方自治に関する諸課題を協議

していく上で、極めて重要なものになると考えております。

この3法の成立を評価するとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるように、今後ともより一層、地方分権改革を推進するよう、全国市長会などを通じて働きかけてまいります。

(提出案件について)

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

(1 予算案件について)

はじめに、予算案件については、東日本大震災の被災地支援等に係る経費や、緊急雇用創出事業に要する経費などの補正を行うものであり、一般会計では、1億4,100万余円、企業団地造成事業などの特別会計では、3,800万余円を追加するものであります。

次に、歳出予算の主な内容について申し上げます。

(①東日本大震災の被災地支援等に係る経費)

まず、東日本大震災の被災地支援等に係る経費として、緊急消防援助隊の活動に要する経費、災害用備蓄物資の追加購入に要する経費などを計上しております。

## (②緊急雇用創出事業)

次に、緊急雇用創出事業に要する経費として、建築計画概要書の電子化業務に従事してもらうための経費、道路施設の点検等を行う安全・安心の道路づくり業務委託に要する経費などを計上しております。

## (③その他の事業)

その他の事業として、「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」の施行に伴う事業実施に要する経費、農地・水保全管理支払交付金などを計上しております。

## (④特別会計)

特別会計については、企業団地造成事業では、企業団地候補地の測量業務委託等に要する経費、農業共済事業では、共済金額の増額に伴う災害農家支払共済金などを計上しております。

以上が歳出のあらましですが、これらに要する財源としては、一般会計では事業に伴う国・県支出金や、繰越金などを充てており、特別会計では市債や共済掛金などを充てております。

## (2 その他の案件)

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、契約案件については、富山市新ガラス工房新築主体工事の請負契約を締結するものであります。

その他の案件については、市営住宅の明渡し、及び滞納家賃などを請求するため、訴えを提起するものであります。

報告案件については、損害賠償請求に係る和解の専決処分について報告するもの1件、平成22年度の予算を翌年度に繰越使用することについての報告7件、債権放棄の報告1件、財団法人富山市ガラス工芸センターなどの市出資法人について経営状況を報告するもの20件であります。

## (平成22年度決算見込みについて)

なお、この機会に平成22年度の決算見込みについて、ご報告申し上げます。

各会計の決算については現在調製中ではありますが、一般会計の決算では、実質収支で剰余金が生じる見込みであります。

また、特別会計におきましては、繰上充用の措置をとりました国民健康保険事業特別会計以外の会計は、若干の剰余金が生じる見込みであります。

企業会計におきましては、収益的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業において利益が生じる見込みであります。

また、資本的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業において資金不足が見込まれますが、この資金不足については、内部留保資金などで補てんすることとしております。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

何とぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしく  
お願いいたします。